

経営比較分析表（令和3年度決算）

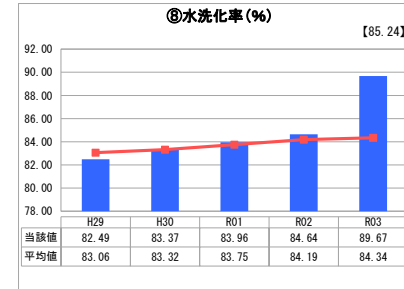
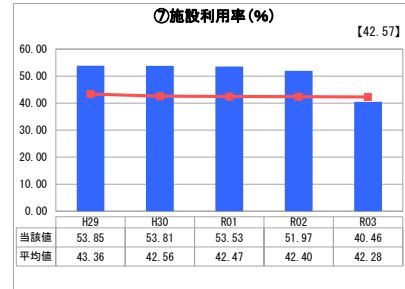
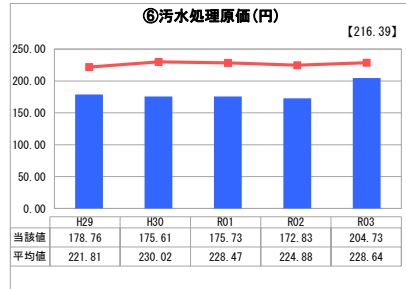
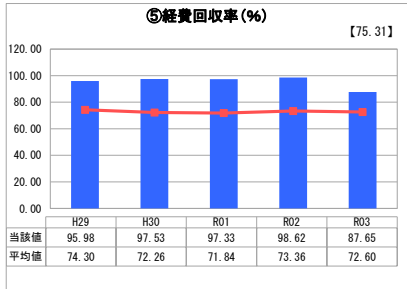
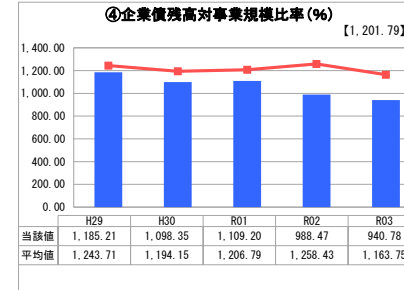
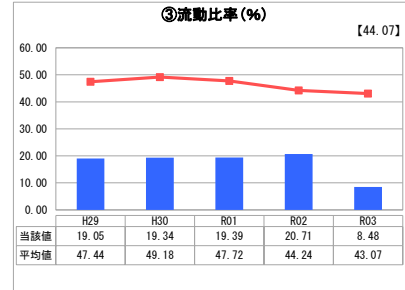
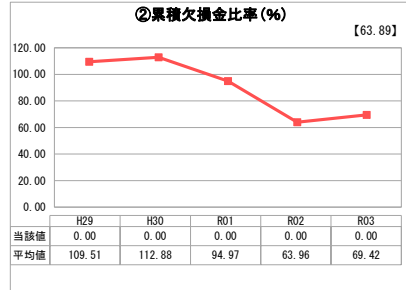
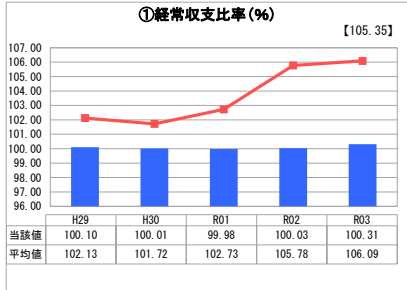
佐賀県 佐賀市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	60.09	2.59	84.91	3,168

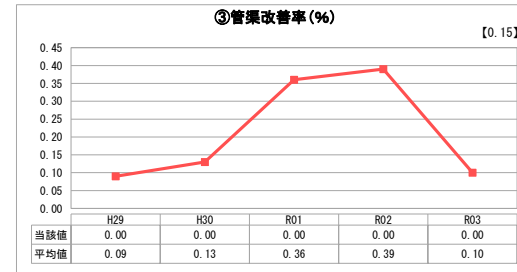
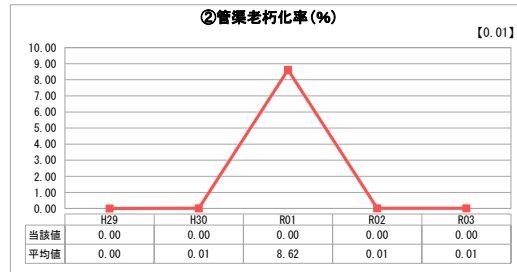
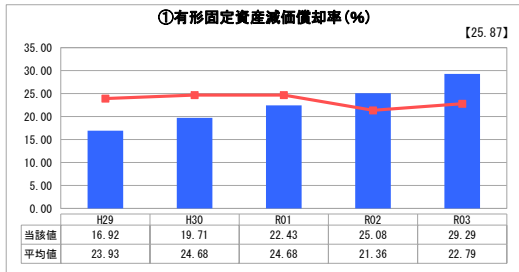
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
230,316	431.82	533.36
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
5,941	2.13	2,789.20

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

当市の特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道事業・農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業・個別排水処理事業の4事業と合わせて、1つの「下水道事業」として経営している。

特定環境保全公共下水道事業は、処理対象人口が少ない地域の汚水等を処理する事業である。そのため、総務省が定める繰出基準率での一般会計繰入金では収支が不足するため、結果として、収支不足分を公共下水道事業からの繰入れて賄っている状況である。

令和3年度から業務の効率化やコスト削減を目的として、特定環境保全公共下水道事業の東与賀地区を公共下水道事業に編入している。

①は、類似団体平均値を下回っているものの、公共下水道事業から必要繰入れているため、100%前後で推移している。

③から⑧については、東与賀地区が公共下水道事業に編入したことにより値が変動している。

③は、流動負債が減少したものの、流動資産も減少し、その割合の方が大きいため、比率が大きく減少している。

④は、使用料が減収となったものの、企業債残高も減少し、その割合の方が大きいため、比率が改善されている。

⑧は、事業範囲の変更により、残地区による水洗化率となり、当事業内では大きく改善された。

しかし、残地区に対応する施設能力が大きく、維持管理費が使用料に対し、比率が大きくなったことから⑤⑥⑦に影響が及んでいる。

2. 老朽化の状況について

当市の特定環境保全公共下水道事業は、平成13年に東与賀町地区及び久保田地区、平成14年に富士地区で事業を開始した。

令和3年度より東与賀地区を公共下水道事業へ編入したが、残った施設において耐用年数を超えた管渠等は存在しない。しかし、処理施設の機械装置等に故障が発生している。

今後、ストックマネジメント計画に基づき、更新等を実施していく。

全体総括

人口減少や節水化などにより、施設の処理能力に余裕がある施設があるため、効率化を図る必要がある。そのためには、公共下水道事業や農業集落排水事業を含めた施設の統廃合等による維持管理の効率化の検討が必要である。

そのため、令和3年度より、東与賀地区においては、東与賀浄化センターの水処理を休止し、公共処理区の浄化センターへ送水の上、処理することとし、この東与賀地区分を公共処理区へ変更することにした。このことにより、施設管理費の縮減・老朽化に伴う改築費の削減など、下水道事業全体での費用の節減に繋がり、今後も事業の効率化に努めている。

また、引き続き、戸別訪問など水洗化率（接続率）の向上に努めている。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。